

鶴が丘はあとネット会則

(名称)

第1条 この会は「鶴が丘はあとネット」(以下「本会」という)と称する。その主たる事務所を仙台市泉区鶴が丘1丁目町内会の地域内に置く。

(目的)

第2条 本会は、町内会・商店・福祉等の活動者が集う地域支え合い活動を通じ、住民相互の協力と助け合いのもとで、共に安心して暮らすことが出来る住み良い環境を創るまちづくりを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (ア) 地域支え合いまちづくり活動の企画及び運営
- (イ) 高齢者等への生活支援活動のコーディネート業務
- (ウ) 支援活動の利用券「はあとツール」の発行と運営
- (エ) 利用者やボランティア協力者・賛助店等の募集及び登録
- (オ) その他、本会の事業として必要な活動

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する活動者の団体又は個人の会員をもって構成する。
会員とは別に本会活動の対象となる地区住民も、準会員として本会に参加することができる。
準会員には次の3種類がある。

- 利用会員～本会の支援活動を受けることを希望し登録された会員
- 活動会員～本会の支援活動にボランティアとしての協力を登録された会員
- 賛助会員～利用券の商品交換や協賛金等の援助を行うと登録された会員

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く

- (1) 理事長 1名 (職務: 会を代表し会務を統括する)
- (2) 副理事長 1名 (職務: 理事長を補佐し理事長に事故のあるときはその職務を代行する)
- (3) 理事 若干名 (職務: 役員会を構成し会務を執行する)
- (4) 監事 2名 (職務: 本会の会計に関し監査の責任を持つ)

- 2. 理事長、副理事長は理事の互選により選出する。
- 3. 理事と監事は兼任することはできない。
- 4. 役員任期は1年とし、補欠のため選任された役員任期は前任者の残任期間とする。役員再任は妨げない。

(会議)

第6条 本会の会議は、総会と理事会とする。

総会は以下の事項の審議をする。

- (1) 会則の変更
- (2) 活動計画及び収入支出の予算
- (3) 活動の報告及び決算
- (4) 解散
- (5) その他の重要事項

理事会は以下の事項の審議をする。

- (1) 総会議決の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他この会の運営に関する必要な事項

会議は理事長が招集して開催する。

会議は、構成員である会員又は役員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決する。

総会には準会員が傍聴し議長の求めに応じ意見を述べる事が出来る。

(事務局)

第7条 本会の事業運営を推進する事務局を設置する。

- (ア) 事務局は、本会活動に必要な運営事務を行う。
- (イ) 迅速な事務運営を図るため事務局長をおく。

(会計と会計監査)

第8条 本会の経費は、登録入会金・利用料等の収入、他団体などからの助成金・寄付金及びその他の収入をあてる。

- (2) 会計監査は年1回決算時に実施する。

(事業および会計年度)

第9条 本会の事業年度および会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(施行)

第10条 この会則は、平成27年1月21日から施行する。